

流山市保育料徴収規則（昭和62年流山市規則第13号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○流山市保育料徴収規則</p> <p>昭和62年3月31日 規則第13号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、及び流山市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和30年流山市条例第60号）第6条第1項の規定により保護者が負担すべき額（以下「保育料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保育料の額)</p> <p>第2条 保育料の額は、法第20条第1項の規定による認定を受けた区分ごとに別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>2 市長は、特に必要と認めるときは、別表第1及び別表第2に定める保育料の月額を変更することができる。</p> <p>(保育料の徴収)</p> <p>第3条 保育料は、保育の実施期間の初日の属する月から終日の属する月まで徴収する。ただし、保育の実施期間の初日又は終日が月途中であるときは、その月の保育料は、月額保育料に当該月の月途中入所日からの開所日数又は月途中退所日の前日までの開所日数（25日を超えるときは25日とする。）を乗じ、25で除して得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>2 納入義務者は、市長が指定した期日までに保育料を納入しなければならない。</p>	<p>○流山市保育料徴収規則</p> <p>昭和62年3月31日 規則第13号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、及び流山市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和30年流山市条例第60号）第6条第1項の規定により保護者が負担すべき額（以下「保育料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保育料の額)</p> <p>第2条 保育料の額は、法第20条第1項の規定による認定を受けた区分ごとに別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>2 市長は、特に必要と認めるときは、別表第1及び別表第2に定める保育料の月額を変更することができる。</p> <p>(保育料の徴収)</p> <p>第3条 保育料は、保育の実施期間の初日の属する月から終日の属する月まで徴収する。ただし、保育の実施期間の初日又は終日が月途中であるときは、その月の保育料は、月額保育料に当該月の月途中入所日からの開所日数又は月途中退所日の前日までの開所日数（25日を超えるときは25日とする。）を乗じ、25で除して得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>2 納入義務者は、市長が指定した期日までに保育料を納入しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(保育料の収納の事務の委託)</p> <p>第3条の2 市長は、保育料の収納の事務を私人に委託することができる。</p> <p>2 前項の規定により保育料の収納の事務を受託した者は、流山市財務規則(昭和62年流山市規則第13号)の定めるところにより、収納事務を行わなければならない。</p>	<p>(保育料の収納の事務の委託)</p> <p>第3条の2 市長は、保育料の収納の事務を私人に委託することができる。</p> <p>2 前項の規定により保育料の収納の事務を受託した者は、流山市財務規則(昭和62年流山市規則第13号)の定めるところにより、収納事務を行わなければならない。</p>
<p>(保育料の猶予等)</p> <p>第4条 市長は、納入義務者が経済上の理由により保育料を納入することが著しく困難であると認めたときは、その保育料の全部又は一部の徴収を猶予し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定により保育料の徴収の猶予又は免除を受けようとする納入義務者は、保育料の猶予(免除)申請書(別記第3号様式)により市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、可否を決定し、その旨を保育料猶予(免除)決定(申請却下)通知書(別記第4号様式)により当該申請に係る納入義務者に通知するものとする。</p>	<p>(保育料の猶予等)</p> <p>第4条 市長は、納入義務者が経済上の理由により保育料を納入することが著しく困難であると認めたときは、その保育料の全部又は一部の徴収を猶予し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定により保育料の徴収の猶予又は免除を受けようとする納入義務者は、保育料の猶予(免除)申請書(別記第3号様式)により市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、可否を決定し、その旨を保育料猶予(免除)決定(申請却下)通知書(別記第4号様式)により当該申請に係る納入義務者に通知するものとする。</p>
<p>(適用除外)</p> <p>第5条 流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例に基づく流山市幼児教育支援センター附属幼稚園については、この規則を適用しない。</p> <p>2 第3条第1項及び第2項並びに第4条の規定は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(前項の流山市幼児教育支援センター附属幼稚園を除く。次項において同じ。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(次項において「認定こども園」という。)並びに法第7条第5項に規定する地域型保育(次項において「地域型保育」という。)の保育料の納入義務者には適用しない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第5条 流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例に基づく流山市幼児教育支援センター附属幼稚園については、この規則を適用しない。</p> <p>2 第3条第1項及び第2項並びに第4条の規定は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(前項の流山市幼児教育支援センター附属幼稚園を除く。次項において同じ。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(次項において「認定こども園」という。)並びに法第7条第5項に規定する地域型保育(次項において「地域型保育」という。)の保育料の納入義務者には適用しない。</p>

改正後	改正前
3 第3条の2の規定は、幼稚園、認定こども園並びに地域型保育の事業者については適用しない。	3 第3条の2の規定は、幼稚園、認定こども園並びに地域型保育の事業者については適用しない。
(委任) 第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。	(委任) 第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。
別表第1（第2条関係） 備考 1 この表における「所得割課税の額」とは、地方税法（昭和25年法律第26号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする（次表において同じ。）。 (1) 地方税法第37条の2及び第314条の7 (2) 地方税法第37条の3及び第314条の8 (3) 地方税法第37条の4及び第314条の9 (4) 地方税法附則第5条 (5) 地方税法附則第5条の4 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。	別表第1（第2条関係） 備考 1 この表における「所得割課税の額」とは、地方税法（昭和25年法律第26号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする（次第において同じ。）。 (1) 地方税法第37条の2及び第314条の7 (2) 地方税法第37条の3及び第314条の8 (3) 地方税法第37条の4及び第314条の9 (4) 地方税法附則第5条 (5) 地方税法附則第5条の4 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。
2 児童の属する世帯がB階層と認定された世帯において、当該認定された世帯が次に掲げる世帯（以下「要保護世帯等」という。）である場合には、この表の規定にかかわらず、当該認定された世帯の保育料の額は無料とする。 (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯 (2) 次に掲げる者のいずれかを有する世帯 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により	2 児童の属する世帯がB階層と認定された世帯において、当該認定された世帯が次に掲げる世帯（以下「要保護世帯等」という。）である場合には、この表の規定にかかわらず、当該認定された世帯の保育料の額は無料とする。 (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯 (2) 次に掲げる者のいずれかを有する世帯 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により

改正後	改正前
<p>身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付厚生省発児第156号厚生事務次官通達）に基づく療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別扶養児童手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>3 児童の属する世帯がC1階層と認定された世帯において、当該認定された世帯が、要保護世帯等である場合には、この表の規定にかかわらず、当該認定された世帯の保育料の額は、最年長の子どもから順に、1人目はこの表に定める保育料の額の2分の1の額とし、2人目以降については無料とする。</p> <p>4 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に、2人目はこの表に定める保育料の額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする（備考2及び備考3に該当する世帯を除く。）。</p> <p>5 児童の属する世帯がB又はC1階層と認定された世帯（備考2及び備考3に該当する世帯を除く。）は、備考4の規定にかかわらず、最年長の子どもから順に、2人目はこの表に定める保育料の額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>備考</p> <p>1 児童の属する世帯がB階層と認定された世帯において、当該認定された</p>	<p>身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付厚生省発児第156号厚生事務次官通達）に基づく療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別扶養児童手当の支給対象児及び国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>3 児童の属する世帯がC1階層と認定された世帯において、当該認定された世帯が、要保護世帯等である場合には、この表の規定にかかわらず、当該認定された世帯の保育料の額は、最年長の子どもから順に、1人目はこの表に定める保育料の額の2分の1の額とし、2人目以降については無料とする。</p> <p>4 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に、2人目はこの表に定める保育料の額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする（備考2及び備考3に該当する世帯を除く。）。</p> <p>5 児童の属する世帯がB又はC1階層と認定された世帯（備考2及び備考3に該当する世帯を除く。）は、備考4の規定にかかわらず、最年長の子どもから順に、2人目はこの表に定める保育料の額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>備考</p> <p>1 児童の属する世帯がB階層と認定された世帯において、当該認定された</p>

改正後	改正前
世帯が要保護世帯等である場合には、この表の規定にかかわらず、当該認定された世帯の保育料の額は無料とする。	世帯が要保護世帯等である場合には、この表の規定にかかわらず、当該認定された世帯の保育料の額は無料とする。
2 児童の属する世帯の市民税所得割額が77,101円未満の世帯において、当該認定された世帯が、要保護世帯等である場合には、この表の規定にかかわらず、当該認定された世帯の保育料の額は、最年長の子どもから順に、1人目はこの表に定める保育料の額の2分の1の額とし、2人目以降については無料とする。	2 児童の属する世帯の市民税所得割額が77,101円未満の世帯において、当該認定された世帯が、要保護世帯等である場合には、この表の規定にかかわらず、当該認定された世帯の保育料の額は、最年長の子どもから順に、1人目はこの表に定める保育料の額の2分の1の額とし、2人目以降については無料とする。
3 BからD <u>8</u> までの階層の世帯（備考1及び備考2に該当する世帯を除く。）において、2人以上の児童（小学校就学前の児童に限る。）が保育所、幼稚園、認定子ども園又は特定地域型保育事業者による保育を受けている場合における2人目以降の児童（小学校就学前の児童に限る。）に係る保育料の月額は、この表に定める保育料の額（以下「基準額」という。）にかかわらず、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た額とする。 (1) 2人目の児童（小学校就学前に限る。次号において同じ。）に係る保育料の額 基準額×1／2 (2) 3人目以降の児童に係る保育料の額 無料	3 BからD <u>16</u> までの階層の世帯（備考1及び備考2に該当する世帯を除く。）において、2人以上の児童（小学校就学前の児童に限る。）が保育所、幼稚園、認定子ども園又は特定地域型保育事業者による保育を受けている場合における2人目以降の児童（小学校就学前の児童に限る。）に係る保育料の月額は、この表に定める保育料の額（以下「基準額」という。）にかかわらず、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た額とする。 (1) 2人目の児童（小学校就学前に限る。次号において同じ。）に係る保育料の額 基準額×1／2 (2) 3人目以降の児童に係る保育料の額 無料
4 この表中、世帯の市民税所得割額が57,700円未満の世帯（備考1及び備考2に該当する世帯を除く。）については、備考3の規定にかかわらず、最年長の子どもから順に、2人目はこの表に定める保育料の額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。	4 この表中、世帯の市民税所得割額が57,700円未満の世帯（備考1及び備考2に該当する世帯を除く。）については、備考3の規定にかかわらず、最年長の子どもから順に、2人目はこの表に定める保育料の額の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。
5 この表の年齢区分は、保育所で保育を実施した日の属する年度の初日における満年齢によるものとし、当該年度中に限り変更がないものとする。 附則	5 この表の年齢区分は、保育所で保育を実施した日の属する年度の初日における満年齢によるものとし、当該年度中に限り変更がないものとする。 附則

改正後	改正前
<p>1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u></p>	<p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p>
<p>2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の対象となる施設を流山市長の入所決定を受け利用していた児童が、施行日以後も継続して施設を利用する場合は、この規則による改正後の別表第2における当該児童の年齢区分が変わるまでは従前の保育料とする。</p>	

別表第2（第2条関係）

《改正前》

流山市保育料徴収基準額表（2号認定及び3号認定）

児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)					
		保育標準時間			保育短時間		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	1,500	1,000	1,000	1,400	900	900
C1	市町村民税の所得割 課税の額の区分が次 の区分に該当する世 帯	16,200円未満	8,500	5,800	5,800	8,300	5,700
C2		16,200円以上32,400円未満	10,100	7,800	7,800	9,900	7,600
C3		32,400円以上48,600円未満	11,900	9,400	9,400	11,600	9,200
D1		48,600円以上54,600円未満	13,400	11,000	11,000	13,100	10,800
D2		54,600円以上60,600円未満	14,800	12,500	12,500	14,500	12,200
D3		60,600円以上72,700円未満	19,100	16,700	14,500	18,700	16,400
D4		72,700円以上84,800円未満	22,100	19,800	14,900	21,700	19,400
D5		84,800円以上97,000円未満	24,900	23,000	15,300	24,400	22,600
D6		97,000円以上109,000円未満	29,900	26,300	16,300	29,300	25,800
D7		109,000円以上121,000円未満	31,800	26,800	16,900	31,200	26,300
D8		121,000円以上133,000円未満	33,900	26,900	17,400	33,300	26,400
D9		133,000円以上145,000円未満	36,700	27,000	18,000	36,000	26,500
D10		145,000円以上157,000円未満	39,800	27,100	18,500	39,100	26,600
D11		157,000円以上169,000円未満	42,700	27,200	19,000	41,900	26,700
D12		169,000円以上195,400円未満	45,900	27,500	19,600	45,100	27,000
D13		195,400円以上248,200円未満	54,500	28,100	21,300	53,500	27,600
D14		248,200円以上301,000円未満	59,900	28,600	22,300	58,800	28,100
D15		301,000円以上397,000円未満	62,300	29,100	23,400	61,200	28,600
D16		397,000円以上	65,000	30,000	24,800	63,800	29,400

備考

1 児童の属する世帯がB階層と認定された世帯において、当該認定された世帯が要保護世帯等である場合には、この表の規定にかかわらず、当該認定された世帯の保育料の額は無料とする。

2 児童の属する世帯の市民税所得割額が77,101円未満の世帯において、当該認定された世帯が、要保護世帯等である場合には、この表の規定にかかわらず、当該認定された世帯の保育料の額は、最年長の子どもから順に、1人目はこの表に定める保育料の額の2分の1の額とし、2人目以降については無料とする。

3 BからD16までの階層の世帯（備考1及び備考2に該当する世帯を除く。）において、2人以上の児童（小学校就学前の児童に限る。）が保育所、幼稚園、認定子ども園又は特定地域型保育事業者による保育を受けている場合における2人目以降の児童（小学校就学前の児童に限る。）に係る保育料の月額は、この表に定める保育料の額（以下「基準額」という。）にかかわらず、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た額とする。

（1）2人目の児童（小学校就学前に限る。次号において同じ。）に係る保育料の額 基準額×1／2

（2）3人目以降の児童に係る保育料の額 無料

4 この表中、世帯の市民税所得割額が57,700円未満の世帯（備考1及び備考2に該当する世帯を除く。）については、備考3の規定にかかわらず、最年長の子どもから順に、2人目はこの表に定める保育料の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。

5 この表の年齢区分は、保育所で保育を実施した日の属する年度の初日における満年齢によるものとし、当該年度中に限り変更がないものとする。

別表第2（第2条関係）

《改正後》

流山市保育料徴収基準額表（2号認定及び3号認定）

児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)					
		保育標準時間			保育短時間		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	1,500	1,000	1,000	1,400	900	900
C1	市町村民税の所得割 課税の額の区分が次 の区分に該当する世 帯	16,200円未満	8,500	5,800	5,800	8,300	5,700
C2		16,200円以上32,400円未満	10,100	7,800	7,800	9,900	7,600
C3		32,400円以上48,600円未満	11,900	9,400	9,400	11,600	9,200
D1		48,600円以上60,600円未満	14,800	12,500	12,500	14,500	12,200
D2		60,600円以上97,000円未満	24,900	23,000	15,300	24,400	22,600
D3		97,000円以上133,000円未満	33,900	26,900	17,400	33,300	26,400
D4		133,000円以上169,000円未満	42,700	27,200	19,000	41,900	26,700
D5		169,000円以上195,400円未満	48,100	28,300	20,500	47,200	27,800
D6		195,400円以上301,000円未満	59,900	28,600	22,300	58,800	28,100
D7		301,000円以上397,000円未満	65,400	30,500	24,500	64,200	29,900
D8		397,000円以上	70,000	32,100	26,500	68,800	31,500
							26,000

備考

1 児童の属する世帯がB階層と認定された世帯において、当該認定された世帯が要保護世帯等である場合には、この表の規定にかかわらず、当該認定された世帯の保育料の額は無料とする。

2 児童の属する世帯の市民税所得割額が77,101円未満の世帯において、当該認定された世帯が、要保護世帯等である場合には、この表の規定にかかわらず、当該認定された世帯の保育料の額は、最年長の子どもから順に、1人目はこの表に定める保育料の額の2分の1の額とし、2人目以降については無料とする。

3 BからD8までの階層の世帯（備考1及び備考2に該当する世帯を除く。）において、2人以上の児童（小学校就学前の児童に限る。）が保育所、幼稚園、認定子ども園又は特定地域型保育事業者による保育を受けている場合における2人目以降の児童（小学校就学前の児童に限る。）に係る保育料の月額は、この表に定める保育料の額（以下「基準額」という。）にかかわらず、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た額とする。

（1）2人目の児童（小学校就学前に限る。次号において同じ。）に係る保育料の額 基準額×1／2

（2）3人目以降の児童に係る保育料の額 無料

4 この表中、世帯の市民税所得割額が57,700円未満の世帯（備考1及び備考2に該当する世帯を除く。）については、備考3の規定にかかわらず、最年長の子どもから順に、2人目はこの表に定める保育料の2分の1の額とし、3人目以降については無料とする。

5 この表の年齢区分は、保育所で保育を実施した日の属する年度の初日における満年齢によるものとし、当該年度中に限り変更がないものとする。